

# 第1章 総則

# 第1章 総則

## 1.1 本書の目的

(条例第27条第3項)

管理者は、第23条第1項の規定による届出をした者又は指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける給水装置工事又は当該取付口から市のメーターまでの給水装置工事に関する工法、工期その他の工事上の指示をすることができる。

本基準は、給水条例第27条第3項を補完するために管理者が取りまとめたものであり、給水装置工事の施行に関する技術上の基準および事務処理等について必要事項を定め、適正な施行を確保することを目的とする。

## 1.2 用語の定義

管理者	福岡市水道事業管理者をいう。
局	福岡市水道局をいう。
指定事業者	水道法第16条の2第1項により管理者が指定した福岡市指定給水装置工事事業者をいう。
主任技術者	水道法第25条の4第1項により指定事業者が給水装置工事主任技術者として選任したものをいう。
法	水道法(昭和32年6月15日法律第177号)をいう。
施行令	水道法施行令(昭和32年12月12日政令第336号)をいう。
施行規則	水道法施行規則(昭和32年12月14日厚生省令第45号)をいう。
構造及び材質の基準	施行令第6条をいう。
基準省令	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)をいう。
条例	福岡市水道給水条例(平成12年3月27日条例第27号)をいう。
施行規程	福岡市水道給水条例施行規程(平成12年3月30日水道事業管理規程第10号)をいう。
構造材質規程	給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和34年2月2日企業管理規程第1号)をいう。
施行基準	給水装置工事施行基準(本施行基準)をいう。
給水装置	需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)
給水管	水道事業者の配水管から個別の需要者に給水するために分岐して設けられた管、または、その給水管から取り出して設けられた管をいう。
給水用具	給水管に容易に取り外しの出来ない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。
給水装置工事	給水装置の新設、改造、修繕および撤去の工事(条例第2条第3項)を

	<p>いうが，ここでは調査から工事の施工，竣工検査までの一連の過程全てまたはその一部をいう。</p>
貯水槽以下装置	<p>給水装置に接続して設けられた貯水槽，貯水槽から分岐して設けられた給水管およびこれに接続する給水用具等をいう。貯水槽以下装置は給水装置ではない。</p>
配水管	<p>配水池，配水タンク等から浄水を輸送，分配，供給する機能を持った管の総称で，配水本管（給水管の分岐を行ってはならない口径φ350mm以上の管）と，配水支管（給水管を分岐できる口径φ300mm以下の管）に大別できる。</p>

## 1.3 給水装置の概要

### 1.3.1 給水装置の種別

給水装置の種別は，次のとおりとする。（条例第3条）

- (1) 専用給水装置
 

共用給水装置，私設消火栓以外の給水装置をいう。
- (2) 共用給水装置
 

1個の水栓を2戸以上で共用するため設置した給水装置をいう。
- (3) 私設消火栓
 

消防用に使用するための私設の給水装置をいう。

### 1.3.2 給水装置工事の種類

- (1) 新設工事
 

新たに給水装置を設ける工事をいう。
- (2) 改造工事
 

給水管の増径・減径，管種の変更，給水栓の増設および給水管の更生工事等，給水管の原形を変える工事をいう。

これらの工事以外にも，

  - イ) 給水装置の一部を井戸水へ切替え
  - ロ) 管理者が施工する配水管の新設や改良工事等に伴う給水管の付替えや布設替え
  - ハ) 管理者都合による水道メーターの移設

等も含まれる。
- (3) 修繕工事
 

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので，原則として，給水装置の原形を変えないで給水管，給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

※ 給水装置の軽微な変更（施行規則第13条）

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は，単独水栓の取替え及び補修並びにこま，パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替

え（配管を伴わないものに限る。）とする。

(4) 撤去工事

給水装置を配水支管，または他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

### 1.3.3 給水の用途区分

給水の用途は，次のとおり区分するものとし，管理者が認定する。

#### 1 一般用

（条例第4条第1項）

(1) 家事用

専用給水装置を使用して家庭における日常生活の用に給水するもの又は管理者がこれに準じると認めたもの

(2) 共用家事用

共用給水装置を使用して家庭における日常生活の用に給水するもの

(3) 公衆浴場用

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場に給水するもの

(4) 家事以外の用

前3号に掲げる用途以外のもの

#### 2 一時用

（条例第4条第2項）

前項の規定にかかわらず，工事の施工その他一時の用に給水するものと管理者が認めるものは一時用とする。

一時用とは，使用水量の多少や断続的使用の有無に関わらず，給水の用途が臨時的であることが明らかなもので，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 各種工事用に使用するもの。ただし，既存建物の維持補修工事（外壁工事，造園工事，内装工事等）および解体工事において，当該建物の既設水栓を使用するものは除く。

(2) 各種工事や区画整理事業を施工するために設け，かつこれらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所，仮作業場，仮宿泊所，仮資材置場，仮店舗等に使用するもの。

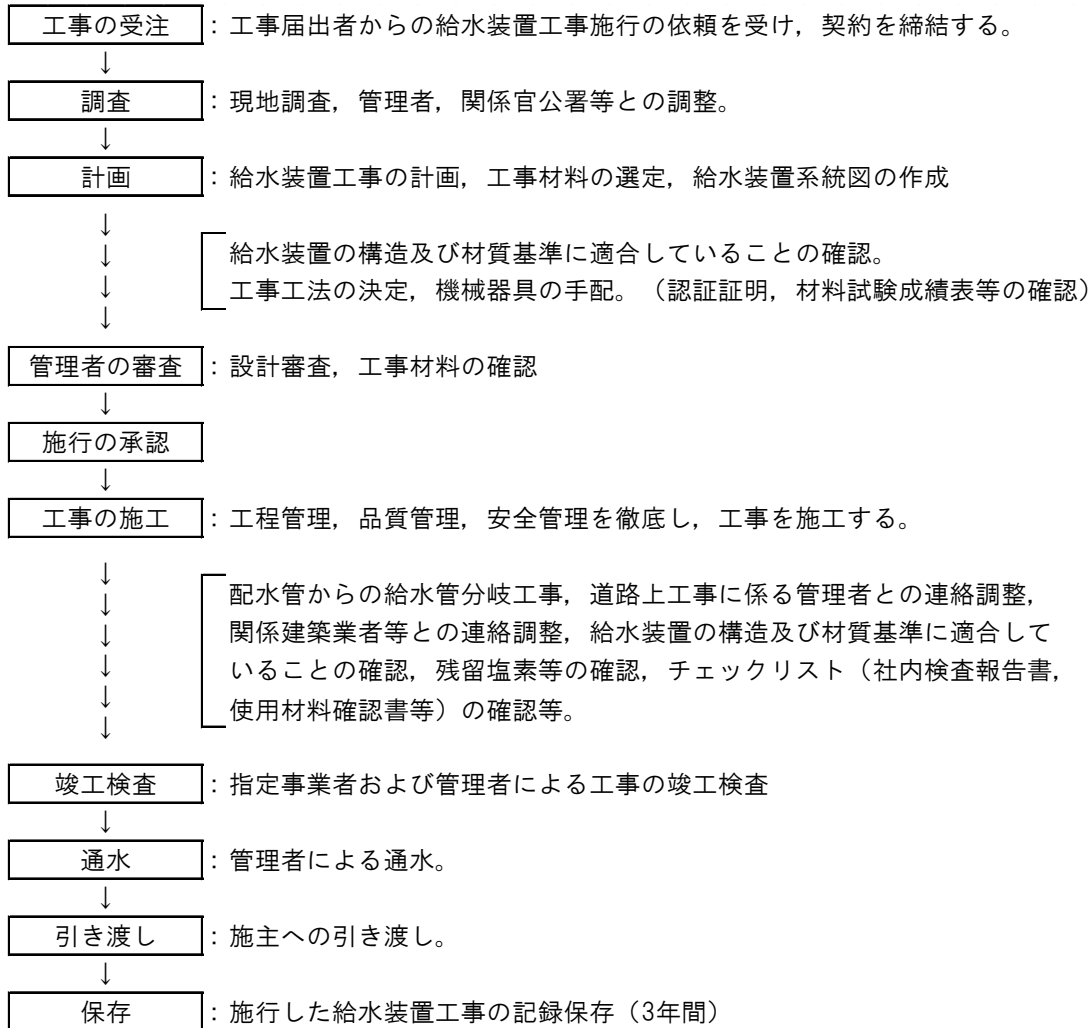
(3) 祭礼等の催物を実施するために設け，かつこれらの催物の終了と同時に撤去する仮設演芸場，仮展示案内場，仮植木市等の季節的な施設および土地に使用するもの。

(4) 発掘等の学術調査をするために設け，かつこれらの調査の終了と同時に撤去する発掘現場事務所，仮遺物収蔵庫等に使用するもの。

(5) その他，管理者が認めたもの。

### 1.3.4 給水装置工事の流れ

指定事業者が施行する給水装置工事の一般的な流れは、次のとおりである。



## 1.4 加入金, 手数料等

工事届出等に際し, 次の各号に該当する加入金, 手数料等をあらかじめ納入しなければならない。

### 1 加入金 (工事届出時)

加入金

(条例第 22 条第 1 項)

給水装置又は貯水槽以下装置に係る工事につき次条第 1 項及び第 23 条の 2 の規定による届出をする者からは, 当該届出の際に, 次項から第 5 項までに定めるところにより加入金を徴収する。

- (1) 給水装置 (共用家事用および一時用を除く) または貯水槽以下装置の新設や改造 (メーター口径を増径する場合) に係る工事の届出者から申込の際に加入金を徴収する。
- (2) 一時用については加入金を徴収しないが, 一時用から家事用, 公衆浴場用または家事以外の用に切り替えて引き続き使用する場合は, 給水装置の新設の工事とみなして加入金を徴収する。

※ 「加入金取扱要領」参照。

### 2 設計審査料 (工事届出時)

手数料

(条例第 34 条)

管理者は, 次の各号に該当する者からは, それぞれ当該各号に定める手数料を, あらかじめ徴収する。

- (1) 第 30 条第 1 項の設計審査を受けようとする者 1 件につき 5,300 円

- (1) 工事届出者は, 届出の際, 設置する市のメーター数を審査件数とし, 1 件につき設計審査料 5,300 円 (非課税) を前納しなければならない。ただし, 管理者が納付の必要がないと認めた場合は, この限りでない。
- (2) 貯水槽以下装置に設置する市のメーターは, 審査件数としない。
- (3) 増圧装置を経由して給水を受ける建物においては, 市のメーターを設置した階数を審査件数とすることができる。

※ 設計審査料は, 工事届出を取り消しても還付しない。ただし, 管理者が特別な理由があると認めるときは, この限りでない。(給水条例第 34 条第 2 項)

### 3 前受水道料金（一時用給水（工事中）届出時）

一時用の料金の徴収

（条例第 21 条）

一時用に給水する場合の料金は、1 立方メートルにつき 973 円以内において管理者が定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- (1) 一時用の給水申込には、給水装置工事届出書に加えて一時給水申込書を提出しなければならない。
- (2) 工事届出者は、一時用の申込にあたって、推定の使用期間および使用水量を考慮して管理者が相当と認める額を前受水道料金として前納しなければならない。なお、一時用の使用期間が 1 ヶ月以内の場合は特例として、前受水道料金を減額することができる。（表 1.4.1 を参照）

呼び径 (mm)	標準 (円)	特例 (円)
13	19,200	9,600
20	31,200	15,600
25	90,000	45,000
40	163,200	81,600
50 以上	418,800	209,400

表 1.4.1 前受水道料金一覧

- (3) 一時用の水道料金は、管理者が 2 ヶ月毎に使用水量を計量し、前受水道料金とは別途に、その都度徴収する。
- (4) 前受水道料金は、一時用の給水装置の廃止、使用の中止時点で、納入されていない当該一時用の水道料金と精算を行う。
- (5) 一時用の給水装置の廃止、もしくは使用の中止をするときは、あらかじめ給水装置を撤去（一般用への切替を含む）しなければならない。
- (6) 一時用の給水において、状況の変化等により使用目的が一時用でなくなった場合、工事届出者は、速やかに一般用への切替等を行わなければならない。

#### 4 工事検査料（検査申込時）

手数料

（条例第 34 条）

管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。

- (2) 第 30 条第 2 項の検査（修繕の工事に係るものを除く。）を受けようとする者 1 件につき 2,600 円（井水用の装置又は貯水槽以下装置の既設管を材料として使用した場合にあっては、3,900 円）

工事届出者は、検査申込時に、設置される市のメーター数を検査件数とし、1 件につき工事検査料 2,600 円（非課税）を前納しなければならない。

- (1) 貯水槽以下装置に設置する市のメーターは、検査件数としない。  
(2) 井水用の装置または貯水槽以下装置の既設管を材料として使用した場合は、1 件あたりの工事検査料を 3,900 円（非課税）とする。

ただし、貯水槽の廃止に伴う直結増圧式または直結直圧式への改造にあたり、既設管の状況が容易に確認できる場合は、1 件あたりの工事検査料を 2,600 円（非課税）に減免することができる。

※ 例：パイプシャフト内に配管された貯水槽式給水の共同住宅、平成 16 年度以前に本市の指導により貯水槽を設置した 1、2 階建ての住居用建物等。

#### 5 道路占用申請手数料（占用許可申請の代行を求める時）

手数料

（条例第 34 条）

管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。

- (3) 給水装置工事に係る道路占用許可の申請の代行を求める者 1 件につき 4,600 円に 100 分の 110 を乗じて得た額

給水装置工事において、直轄国道および県管理用地で掘削等の作業や給水管の埋設を行う場合、占用許可申請は、管理者の代行によって行わなければならない。このため工事届出者は、当該箇所の占用許可を得ようとする場合、道路占用許可申請依頼書を管理者へ提出するとともに、手数料として 1 件につき 4,600 円に 100 分の 110 を乗じて得た額を前納しなければならない。

なお、対象工事箇所は、**4.6 道路占用許可申請等諸届**の表 4.6.1 占用許可申請手続き方法において、申請書作成者が給水審査課となっているものとする。



## 6 断水費（配水管の一時断水必要時）

手数料

（条例第 34 条）

管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。

（4） 給水装置工事に係る配水管の断水を求める者 1 件につき 18,000 円に 100 分の 110 を乗じて得た額

- （1） 給水装置工事において配水管の一時断水が必要となる場合、工事届出者は、あらかじめ関係者と協議調整を行い了承を得た上で、管理者に配水管の一時断水を依頼するとともに、作業費用として 1 件につき 18,000 円に 100 分の 110 を乗じて得た額を前納しなければならない。
  - （2） 断水に伴う関係者間の協議調整（応急給水や補償対応等含む）は、原則として工事届出者の責任において実施する。
  - （3） 複数回断水が必要な場合は、その回数を件数とする。
  - （4） 撤去工事において、分水栓の老朽化に伴い玉下しが出来ないことが確認されたことよって、あらためて撤去工事を行うにあたり配水管の一時断水が必要となる場合については、断水費を免除することができる。
  - （5） 改造工事および撤去工事において、過年度の局工事に伴い当該給水装置の分水栓の種類が変更されたことにより配水管の断水が必要となる場合については、断水費を減免することができる。
- ※ 例：不断水割 T 字管であったものを、局工事でフランジ付 T 字管にした場合等。
- （6） 給水装置工事において指定事業者等の過失等によって、急遽、配水管の断水を行った場合、当事者は賠償額および原因者負担金として断水費等の費用を負担しなければならない。